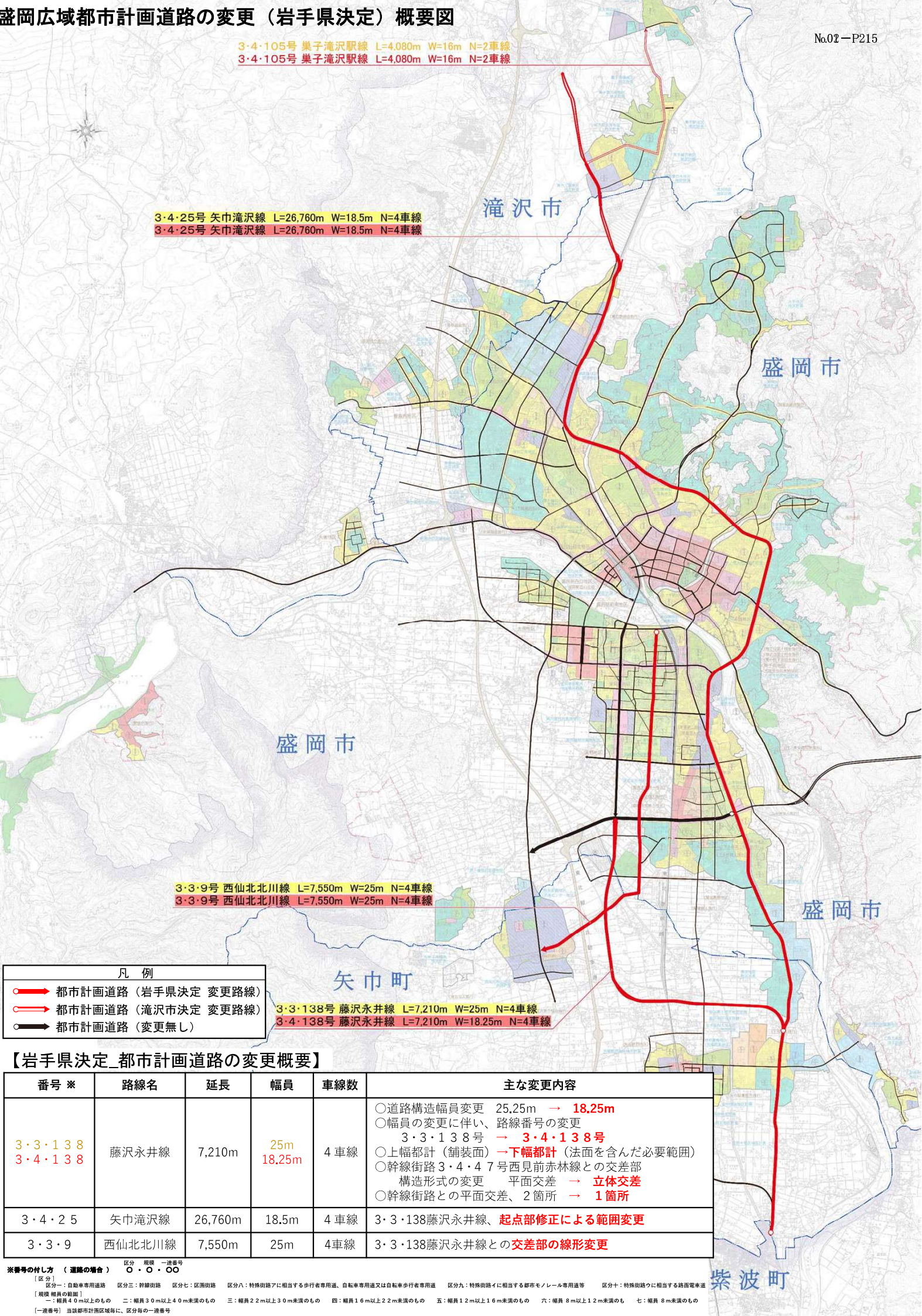


盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）概要図



3・4・105号 奥子滝沢駅線 L=4,080m W=16m N=2車線
3・4・105号 奥子滝沢駅線 L=4,080m W=16m N=2車線

3・4・25号 矢巾滝沢線 L=26,760m W=18.5m N=4車線
3・4・25号 矢巾滝沢線 L=26,760m W=18.5m N=4車線

3・3・9号 西仙北北川線 L=7,550m W=25m N=4車線
3・3・9号 西仙北北川線 L=7,550m W=25m N=4車線

3・3・138号 藤沢永井線 L=7,210m W=25m N=4車線
3・4・138号 藤沢永井線 L=7,210m W=18.25m N=4車線

凡 例	
	都市計画道路（岩手県決定 変更路線）
	都市計画道路（滝沢市決定 変更路線）
	都市計画道路（変更無し）

【岩手県決定_都市計画道路の変更概要】

番号 ※	路線名	延長	幅員	車線数	主な変更内容
3・3・138 3・4・138	藤沢永井線	7,210m	25m 18.25m	4車線	○道路構造幅員変更 25.25m → 18.25m ○幅員の変更に伴い、路線番号の変更 3・3・138号 → 3・4・138号 ○上幅都計（舗装面）→下幅都計（法面を含んだ必要範囲） ○幹線街路3・4・47号西見前赤林線との交差点 構造形式の変更 平面交差 → 立体交差 ○幹線街路との平面交差、2箇所 → 1箇所
3・4・25	矢巾滝沢線	26,760m	18.5m	4車線	3・3・138藤沢永井線、起点部修正による範囲変更
3・3・9	西仙北北川線	7,550m	25m	4車線	3・3・138藤沢永井線との交差点の線形変更

※番号の付し方（道路の場合）
区分 区間 一連番号
○ ○ ○ ○ ○
【区分】
区分一：自動車専用道路 区分三：幹線街路 区分七：区画街路 区分八：特殊街路Aに相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道 区分九：特殊街路Bに相当する都市モノレール専用道等 区分十：特殊街路Cに相当する路面電車道
【規模 幅員の範囲】
一：幅員40m以上のもの 二：幅員30m以上40m未満のもの 三：幅員22m以上30m未満のもの 四：幅員16m以上22m未満のもの 五：幅員12m以上16m未満のもの 六：幅員8m以上12m未満のもの 七：幅員8m未満のもの
【一連番号】当該都市計画区域毎に、区分毎の一連番号